

児童扶養手当（母子家庭に支給する手当）の受給に関する重要なお知らせ

児童扶養手当が減額される場合がありますので、届け出をお忘れなく

児童扶養手当法により、母子家庭で児童扶養手当を5年以上受給している方は、平成20年4月分以降から随時、手当の一部（2分の1）が減額されます。

ただし、現在働いている方や就職活動中の方、心身に障害のある方、家族などを介護しなければならない方などは、届け出を行うことにより、減額されずに引き続き手当を受給できます。

受給者の方には、減額となる月の2か月前に通知を送りますので、通知に記載された提出期限までに、必要書類を添えて届け出てください。

平成20年3・4月に減額となる方には、2月末に通知を送りましたので、そちらをご覧ください（対象になると思われる方で通知が届いていない場合は、ご連絡ください）。

☎ しあわせ推進課子ども係 ☎ 44-3120 ☎ 437-8666 袋井市新屋1-1-1
市民サービス課市民福祉係 ☎ 23-9213 ☎ 437-1192 袋井市浅名1028



ご利用ください「しずおか子育て優待カード」

市や県では、地域が一体となって、子どもを育てていく環境の整備や機運づくりのため、「子育て優待カード事業」に取り組んでいます。

18歳未満のお子さんと保護者が一緒に店舗や施設に行き、子育て優待カードを提示すると、県内の協賛店舗・施設であればどこでも割引などの特典が受けられます。子育て優待カードを利用できる協賛店舗・施設には、ステッカー（右）やポスターがはってあります。

市内には218軒（平成20年3月1日現在）の協賛店舗・施設があります。店舗・施設の一覧表や地図は、市役所1階しあわせ推進課子ども係または、支所1階市民サービス課市民福祉係で配布しています。市ホームページ（<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>）でもご覧になれます。

対象 市内在住で18歳未満の子どもがいる方や妊娠中の方（カードは世帯に1枚配布）

配布方法 転入してきた方...転入届を出した時に、市役所1階市民課市民サービス係または、支所1階市民サービス課市民サービス係でお渡しします。

第1子を妊娠中の方...袋井・浅羽保健センターで「母子健康手帳」を受け取る時にお渡しします。

上記以外の方・紛失した方など...市役所1階しあわせ推進課子ども係または、支所1階市民サービス課市民福祉係で再発行します。

有効期限 平成22年3月31日(水)



協賛店舗・施設を随時募集しています

子育てを家庭を支援する割引などの特典（内容は自由）を提供していただける企業、店舗などを募集しています。

申込方法 市役所1階しあわせ推進課子ども係または、支所1階市民サービス課市民福祉係、袋井商工会議所、浅羽町商工会にある申込書に必要事項を記入して、ファクスまたは、郵送でお申し込みください。

現在、協賛いただいている店舗などで特典内容に変更がある場合は、変更届を提出してください。

☎ ④ しあわせ推進課子ども係 ☎ 44-3120 FAX43-6285
☎ 437-8666 袋井市役所

**「しずおか子育て優待カード」
県内全市町で展開中**

地域に広がる、広がれ
子育て支援の輪！

しずおか子育て優待カード
◆ 18歳未満の子どもを同伴した保護者又は妊娠中の方に限り有効 ◆
特別自治体モバイル中心
<http://www.pref.shizuoka.jp/m/>
有効期限 2010年3月まで

子育て優待カードは、県内全ての協賛店舗で利用できます
協賛店舗を募集しています

協賛店舗は県ホームページに掲載しています
<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-240/> 静岡県・袋井市